

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年3月30日（平成29年（行情）諮問第120号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行情）答申101号）

事件名：行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」に含まれる文書の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

次の3文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 台湾側よりの申し入れ

文書3 アジア女性基金（新聞広告掲載）

文書4 国会答弁（8月20日 参・予算委 千葉景子君）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月30日付け情報公開第01033号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）以下のことから本件処分は無効である。

ア 処分庁は理由番号3の法5条該当号を3号及び6号としたが、どの部分がなぜ3号に該当し、どの部分がなぜ6号に該当するのか明らかでない。

イ 処分庁は理由番号2により文書1及び文書2を、理由番号3により文書3を部分開示としたが、このように広範囲、包括的に不開示とする本件処分は、国民主権の理念にのっとり行政文書の開示を請求する権利を定めた法の精神に反する疑いがある。行政文書は公開が原則であり、不開示はあくまで例外である。どの部分が不開示に該当するのか、丁寧かつ抑制的に峻別すべきところ、極めて粗雑な処理をした疑いがある。

ウ 処分庁は理由番号2及び理由番号3で「公にしない前提とした」と述べているが、法5条3号は「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ

又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と定めているのであって、「公にしないことを前提」としていることは要件ではない。「公にしないことを前提とした」との条件を独自に設定することにより、処分庁は3号該当性を意図的に広く解釈しており、不当である。そもそも、「公にしないことを前提とした」やりとりであることの根拠が不明である。

エ 処分庁は、文書1について、「公にしないことを前提とした関係国等との協議」と言いながら、慰安婦問題以外の部分は全面的に開示した。すなわち、「公にしないことを前提とした関係国等との協議」という処分庁の説明は事実と異なる可能性が極めて高く、不開示とする理由はない。

(2) 以上のとおり、本件処分は法に違反しているか、違反している疑いが強い。よってその取消しを求めるため、本件異議申立てを行った。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、異議申立人が平成26年2月26日付けで行った開示請求「行政文書ファイル『いわゆる従軍慰安婦問題』（作成（取得）時期：1998年9月1日、中国課）に含まれる全ての文書」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の開示として、文書5件を対象文書として特定し、1文書を全て開示し、4文書を一部開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、平成26年5月29日付けで、文書1（2枚目本文6行目ないし11行目）、文書2及び文書3（2枚目）の不開示部分について不開示を取り消すとの決定を求める旨の異議申立てを行った。

外務省は、上記異議申立てを受けて改めて検討した結果、原処分を変更し、当該不開示部分を全て開示する決定（平成29年1月30日付け情報公開第02456号、以下「変更決定」という。）を行った。

その後、外務省は異議申立人との電話連絡により、変更決定により訴えの利益は消滅したことから、本件異議申立てを取り下げるよう要請したところ、異議申立人は取下げには応じない旨回答した。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1、文書3及び文書4の3文書である。

#### 3 不開示とした部分について

(1) 文書1及び文書3のなお不開示としている部分には、現在外務省が使用している電信システム内部の処理・管理に係る情報が記載されている。これら情報を公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、総

番号，発受信時刻，パターンコード，配布先一覧につき，法5条3号及び6号に基づき不開示とした。

- (2) 文書4の2枚目及び5枚目の不開示部分には，特定省員の自宅の電話番号が記載されており，公にすることにより当該個人の権利利害を害するおそれがあることから，法5条1号に基づき不開示とした。

#### 4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は，原処分における文書1（2枚目本文6行目ないし11行目），文書2及び文書3（2枚目）の不開示部分について不開示決定の取消しを求めているところ，外務省は，変更決定により当該不開示部分を全て開示したことにより，異議申立人の訴えの利益は消滅している。
- (2) 文書1及び文書3のなお不開示とした部分（上記3（1））並びに文書4の2枚目及び5枚目の不開示部分（上記3（2））に対し，異議申立人は何ら異議申立ての主張をしていないが，上記3のとおり法5条の不開示事由に該当することが明確であることから，原処分は妥当なものである。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，原処分及び変更決定を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月30日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月22日    | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年6月16日    | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」（作成（取得）時期：1998年9月1日，中国課）に含まれる全ての文書の開示を求めるものであり，処分庁は，5文書を特定し，1文書を開示し，4文書を法5条1号，3号及び6号に該当するとして一部開示する原処分を行った。

これに対し，異議申立人は，文書1（2枚目本文6行目ないし11行目），文書2及び文書3（2枚目）の不開示部分について開示を求める旨の異議申立てを行い，これを受けて，処分庁は，当該部分を開示する変更決定を行った。

諮問庁は，変更決定が行われたことを踏まえて，本件異議申立てを維持するかどうか異議申立人に確認したところ，異議申立人は原処分に対する異議申立てを変更決定後も維持するとしていることから，諮問庁が変更決

定後もなお不開示としている部分の不開示情報該当性について当審査会へ諮問するに至ったものである。

諮問庁は、変更決定後も不開示としている部分について法5条1号、3号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 個人に関する情報について

文書4の不開示部分は、職員の自宅の電話番号が記載されている。

当該部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (2) 外務省の電信システムに関する情報について

文書1及び文書3の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 付言

諮問庁は、本件異議申立てを受けてから、異議申立人が開示すべきとする不開示部分を開示する旨の変更決定を行ったものの、その決定までに約2年8か月を要し、その結果、本件異議申立てから諮問までに約2年10か月が経過した。このような長期間を要した対応は、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても「簡易迅速な手続」による処理とはいえない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

## 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、3号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断する

までもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久